

受刑者の処遇理念と拘禁形態

和 豊 正 覚

A Review of Studies on Treatment of Offenders

by Toyokazu Kakusho

はじめに

近時の人権意識の高揚は、世界的な規模でみうけられる現象である。その結果、これまで省みられることが少なかつたタイプの人々に関する人権保障の必要性がさかんに主張されるようになってきた。なかでも犯罪者、とくに在監者をめぐる人権問題の議論は活発である。

一方、現代社会における高速度交通機関の発達、情報化社会の進展、都市化問題など複雑で多様な状況は、ときとして凶悪な犯罪あるいは常習的犯罪者を生み出す誘因ともなり、犯罪者の矯正のありかたにも人々の関心が向けられているところである。

今日の刑事政策が迫られている課題のひとつに、このような被収容者の人権と矯正に関する問題があることは広く知られている。とりわけ、被収容者の人権と矯正との関連で避けて通ることのできないものが、受刑者の拘禁のありかた（拘禁形態）であるが、これはその前提をなす受

刑者処遇の理念といふ問題を抜きに語ることはできないであろう。そこ

で、本稿では、被収容者の拘禁形態に関して、従来、必ずしも充分に論じられてきたとはいえない受刑者の処遇理念との関連を踏まえて検討を加えていくこととする。

一、受刑者処遇の基本理念

まず、受刑者の拘禁のありかたを論じる前提問題として受刑者処遇の理念を考察する必要がある。

この受刑者処遇の基本理念については、刑罰の本質論とも関連してさまざまな立場がある。これについては、従来から、応報刑論と教育刑論、目的刑論との鋭い対立がみられる。もともと、この刑事政策に限れば、日本国憲法施行以来、憲法の基本原理である基本的人権保障の精神に即し、受刑者の社会復帰を目指す処遇が採られるべきであるとする社会復

帰思想が定着しつつあるのが現状である。この社会復帰思想は、わが国の憲法解釈（現行憲法は受刑者の処遇理念について直接的規定を設けていないが、その基本的人権保障（第一二条以下）・国民主権原理（前文第一役・第一条）・福祉国家理念（一二五条以下）からは、受刑者の社会復帰を究極目的とする社会復帰思想に求められなければならないであろう）からのみ導き出されるだけではなく、国際的見地にも適合する理念である。被拘禁者処遇最低基準規則（国連基準規則）第六五条および国際人権B規約第一〇条二項は、社会復帰思想を示す規定として周知のなすこところである。すなわち、被拘禁者処遇最低基準規則第六五条は、「拘禁刑または類似処分を科せられた者の処遇は、刑罰が許す限りにおいて、その者に、その釈放後、遵法的かつ自立的な生活をする意思と能力をもたせることを目的としなければならない。受刑者の処遇は、その自尊心を高め、かつ、責任感を向上させるようなものでなければならない。」と定め、国際人権B規約第一〇条一項には「刑罰の制度は、被拘禁者の矯正および社会復帰を目的とする処遇を含む。」と規定されているのである。また、各国の国内法において社会復帰思想を明文で示している国も少なくなく、イタリアやスペインは憲法上明示されており、オーストリア、スウェーデン、西ドイツ、ハンガリー等は行刑法中に規定されている。（一九四七年イタリア憲法第二七条三項は、「刑罰は人道の感覚に反する処遇であつてはならず、刑の言い渡しを受ける者の再教育をねらいとするものでなければならぬ。」と定め、一九七八年スペイン憲法第二五条和項では、「自由刑および保護処分は、再教育および社会復帰を目的としなければならず、強制労働を本質とすることとはできない。」と定められている。また、各国行刑法としては、オーストリア行刑法

（一九六九年）第二〇条）、スペイン行刑法（一九六四年）第四条、西ドイツ行刑法（一九六九年）第一条、ハンガリー新行刑法（一九七九年）などである。）

このような点からみれば、受刑者処遇の基本理念は社会復帰思想に求められると解することが、まさにわが国の憲法解釈ならびに国際的共通認識に即した考え方である。ところが、近時、この社会復帰思想に疑問が提起されてきている。アメリカにおいて一九七〇年代から主張された、いわゆる「公正モデル」（Justice Model）論は、その中心的理論といえる。なかでも代表的論者であるF・A・アレン（Francis A. Allen）による社会復帰思想批判を要約すれば次のとおりである。①社会復帰理念は、犯罪の本質への探究をおさなりにした。②社会復帰理念は「治療」を重視する行刑を重んじた結果、戒護手段すらも「治療」の名のもとに合法化された。③社会復帰思想の強調は、個人の自由や自由意思に反する矯正を押しすすめる結果となつた。このようなアレンの主張には、アメリカの特殊な犯罪情況が背景にあることを看過してはなるまい。それは、(1)アメリカにおける犯罪の増加と市民の不安の増大、(2)社会復帰思想にもとづく「医療モデル」（Medical Model）の処遇効果に対する疑問・批判の呈示、(3)社会復帰理念がかえって受刑者の人権侵害をもたらす危険のあることとの認識、という点である。

といふで、このようなアメリカにおける特殊情況を背景に主張されたアレンの見解は、わが国で定着しつつある社会復帰思想に対する有効な批判といえるのであらうか。この点に関しては、①わが国では社会復帰思想にもとづく行刑自体がようやく芽吹きはじめた段階であり、アメリ

力においてみられるような社会復帰理念の隆勢から生じた弊害現象が認められるとはいえない。また、②社会復帰理念を根拠に受刑者を長期間収容するという事態がわが国においてみうけられるとは言い難い。しかも、③アメリカにおける社会復帰理念批判台頭の契機のひとつである犯罪の急増現象は、わが国で顯著にみられるものではないといえる。これら的事情から考れば、社会復帰思想に対する近時の批判は、わが国の刑事政策の basic principle に動搖を与えるものではないと言つてよからう。つまり、わが国では、受刑者処遇の基本理念としては、社会復帰思想が今後とも採用されなければならないのである。（この点に関し、刑事施設法案が受刑者処遇の原則として「受刑者の処遇は、その収容を確保しつつ、その者の資質及び環境に応じ、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行うものとする。」（第四七条一項）としていることは妥当である。）

そこで、つぎに、受刑者処遇の基本理念として社会復帰思想が適切かつ有効であるということを前提に、受刑者の拘禁のありかたを検討していく。

二、受刑者の拘禁形態について

受刑者の拘禁形態・拘禁形式とひと口に言っても、それは広義には、社会内処遇・施設内処遇という処遇の場所的関係を基準とする場合を意味することもある。しかし、ここでは、矯正施設に収容された受刑者の拘禁形態としては、独居であるべきか雑居であるべきか、という、いわば人的関係を基準とする伝統的な行刑処遇の視点から考察することにする。

1. 独居拘禁制の意義

独居拘禁制 (solitary confinement system) は、収容者を一房に一人拘禁する方法であり、別名を分房制ともいわれ、複数の受刑者を、同一の房に収容して、自由を拘禁する雑居制 (Gemeinschaft System) に対するものである。この初まりは、一七〇三年、ローマ法王クレメンス一世が建てちサン・ミケルであるとされている。

その目的とするところは、収容者間の不良交談と同囚人間の悪風感染を避け、もって収容者の悔悟、精神的矯正を意図するものである。ところで、現代的独居拘禁の基礎理念としては、(1)拘禁者が、刑罰強制の峻厳さと、自由喪失は如何なる意義と効果を持つものであるかを充分に感得しうる方法で、自由刑を執行する。(2)犯罪人と他の者との交通を避け、これらの者との交通によって職業的犯罪に導入されないようにする。(3)悪質者を遠ざけ、善良な者の感化を受けさせることによって、受刑後に合法的かつ道徳的生活を営めるように、感化教育を施すことにあるとされる。

独居拘禁は、制度的に、厳正独居拘禁制と緩和独居拘禁制とに区別される。この区別は、その処遇の内容を異にするものであり、厳正独居拘禁制は、収容者を昼夜間断なく他の収容者から隔離し、その交通を厳重に遮断し、隔離する方法であり、教場、教誨にいたるまで区別する。緩和独居拘禁制は収容者を昼夜とくに作業に際しても、独居房に在房させておくものもあるが、召換、戸外運動、教育、入浴、教誨、診療その他やむを得ない場合に、例外的に雑居とするほか一房に単独拘禁する方法である。

2、拘禁形態の沿革—雑居拘禁制から独居拘禁制(ベンシルバニア制)へ

監獄制度の歴史上、もともと古くから行なわれていた拘禁方法といえば、無秩序な雑居拘禁であった。そこでは、ただ犯人を社会より隔離する目的のみが考えられ、それ以外になんらの感化改善思想も見出されなかつた。ことに一八世紀の監獄には、老若男女の区別も未決・既決の区別もない放任した怖るべき雑居拘禁が支配しており、そこには、ただ堕落しきつた「監獄の状態」だけがあつた。また、そのような無秩序な雑居拘禁は、累犯者に対し犯罪の方法を伝授し、少年は熟練した古参の指導を得て、職業的犯人の養成を促進させることになり、受刑者にとって多種の弊害をもたらした。

要 纪 研 究 号 12 第

やがてその弊害が次第に深く反省され、一八世紀から一九世紀にかけて監獄改良運動がはじまり、これに歩調をあわせ、ここに独居拘禁制が、とくに強く主張されるようになつた。すでに一七〇四年には、サンミケーレ少年監獄においては、少年の改善は、夜間独房に拘禁することにあるとして、独居制が実施されていた。独居拘禁制度を早くから提唱し、教化作用と結合せしめたのは、イギリスの監獄改良家ジョン・ハウード(John Howard 1726-1790)であつた。彼は、一七七三年以降、監獄改良運動を推進し、この制度の確立に対して非常な影響力をもたらした。すなわち、当時の監獄制度は、汚濁と悪弊の巣窟ともいふべき無秩序の雑居拘禁の状況であったため、これを批判し、「総ての犯人を夜間独居させるために小監房すなわち小夜間独房を沢山に造るがよいと思う。」

こうして監房は円天井の頂上までを一〇呎とし、一枚扉一枚の換気用

の鉄格子扉一を附けるべきだ。たとえ彼らの昼間雑居が防止し難いとしても、夜間だけは是非独居せしむべきである。孤独と沈黙とはよく人を反省に導くものであつて、これにより犯人はよく悔悟せしめられるであろう」と説き、ここに収容者に対する改善と、作業を課する昼夜独居制を主張した。この主張はイングランドにおいて、ブラックストンおよびイーデンの手によって、(1)夜間及び作業外独居拘禁による囚人相互間の交渉防止、(2)集団作業中の継続的監視、(3)単調さを要件とする苛酷な奴隸労働、(4)労働による利益の分配、(5)拘禁及び労働の獄内行動及び刑期による段階づけ、(6)最大限の健康の維持と最小限の安樂、(7)粗末だが栄養のある食事、完全な清潔さ、定まった日課、獄衣、せいたくと娯楽の排除、(8)頻繁な宗教的行事への強制的参加、(9)釈放の際の就職と補助の準備等を内容とする法律案が作成され、一七七九年に議会を通過した。そして、ここに独居監獄の建設にまで進展するにいたつた。ハウードの精神を受けた独居監獄を実施するについては、建築方式の問題を残したが、その後研究が進められた。そしてその建築方式にもつとも影響力を与えたのは、一七九〇年のジェルミー・ベンサム(Jermy Bentham)の発案による、中央から放射状に舎房翼が作られるペノプティコン建築であった。これが以後の監獄建築を支配するに至つた。そして、一七九四年に、従来の廢船拘束禁制(hulk system)に代えて、放射状建築による独居監獄の建設が決定し、一八一六年に、本様式にしたがいミルバンク(Milbank)に、一千名収容する監獄が完成されたのである。

また、一七七六年にアメリカ合衆国ペンシルビニア州では、「困窮

やの囚人の救済のための「フィラデルフィア協会」(Philadelphia Society for Assisting Distressed Prisoner) を設立した。この協会は三四年後に解散し、一七八七年は「独立監獄の悲惨を軽減するためのフィラデルフィア協会」(Philadelphia Society for Alleviating the Miseries of Public Prisons) が組織された。それは、宗教的感化を目的とした独居拘禁を強調するものであった。その代表的主唱者は、ベンチャーノ・フランクリン(Benjamin Franklin 1707-1790) であったが、この思想に共鳴するクエーカー宗徒の運動によつて、一七九〇年には監獄則が実現した。その成果として、まず、フィラデイルフィアのウォルナット街監獄に小独居監獄が作られ、収容者は昼夜とも厳重な独居拘禁に付せられた。ついで、一八一八年にペンシルベニア州東部監獄(一社三三一年廃止)、一八二九年にペンシルベニア州西部監獄(一八六九年廃止)、一八二八年にペンシルベニア州東部監獄(一社三三一年廃止)が創設されたが、いずれもこの形式がとられるにいたつた。これは、クエーカー宗教の、神は自省と自戒によって見出されうる教訓を基本にもっぱら収容者を精神修養すなむち絶対の沈黙と静寂の中で自戒の反省によってその改善をなしうるとしたもので、ペンシルベニア制(Pensilvania system) —別に嚴正独居制—と呼ばれるものである。

他方、フランズでは、一八一四年にルイ・一八世が、独居監獄の建設を命じたが、これは実現にあやつたらなかつた。一八三五年以降、ラ・プロテ・ロquette(La petite Roguette) 少年監獄で、独居制を採用し、一八四三年には、自由刑に一〇年以下の独居を認める草案を起草し、一八五二年に独居監獄を設置する予定であったが、実現はみなかつた。また、ドイツにおいてもナウガハドに、ミルバンク式独居監獄が設置さ

れていたが、一八二五年には、インステルブルグとゾンネンブルグにつくふれてい。

このようにして、独居拘禁制は、ヨーロッパにおける監獄改良運動の指導的役割を演じたのであり、一九世紀初頭においては、世界の行刑制度を風靡したのである。

3、独居拘禁制の弊害

独居拘禁制度が、このように各国で採用されるにいたつたのは、それが収容者の精神面の教化におおきく寄与し、また、刑罰のもつ威嚇作用を独居拘禁の中において十分に認識せらるることなど、それなりの理由がある。しかも、この制度には、収容者相互間の悪風感染が防止され施設の犯罪学校化が阻止されることが、収容者の精神の安定と統一とを容易にして、血口反省の機会を与えること、また同時に職員も収容者の精神面に深く触れることができ、教化改善の契機をつかみうることなどの処遇上の利点がある。しかしながら、独居拘禁制度にも、弊害のあらうことを見逃がすことはできない。その欠陥としてあげられるものは、収容者の教化改善どころか、収容者を社会の共同生活に適応させることでなければならぬ。それにもかかわらず、独房に長い期間拘禁して、交談を禁止し、他の者と接触させないことは、不自然な生活を強制することであつて、教化改善に資するものではない。すなむち、独居拘禁して共同生活から離れるよりも、雑居させて共同生活の眞髓に触れさせるのが、より効果的である。それに、独居拘禁は、一面において精神的改善に役立つことが承認されてこゑるにひだが、反面それが、長きに失

すると、収容者にとってはなはだ苦痛で、かえつて収容者の生理、精神

作用に障害をもたらすことが少くない。とくに長期の拘禁は、人の本性である社会共同生活の習性も失わせると同時に、収容者を拘禁性精神病（Haftpsychose）に陥し入れるということが実証された。それは、法医学者であるフリッツ・ロイター（Fritz Reuter）は、「一般的に、精神病になる危険は、雑居拘禁よりも独居拘禁の方が多い」ことを主張しているところである。また、独居論者として有名なクローネ（Krohn e）は、独居拘禁は五年を限度とする旨を提唱した。このようなわけで、今日の世界の各国の拘禁期間も、最長五年とされている。それにこの制度を採用するためには、独居房建設に多額の国家予算経費を必要とするのはもちろんのこと、監視のため職員の配置といふことも、合わせて考慮せねばならない。

4、オーバン制の台頭

独居拘禁制は、前述したように、一時期世界の行刑制度を風靡したかのようにおもえたが、その制度に対する批判から一八一〇年、ニューヨーク州のオーバン監獄において、昼間はすべて雑居であるが、夜間のみ独居拘禁という制度が考案された。これはオーバン制（Auburn system）とも呼ばれている。この制度は、独居と雑居を折衷してくるところから折衷制といわれ、また、絶対に沈黙させたところから沈黙制（silent system）ともいわれている。すなわち、この制度は、昼間は雑居の工場作業、夜間は独居拘禁という形式を探っている。しかし、精神主義を徹底させるために昼間の作業は沈黙制であった。このような沈黙制がオーバン刑務所の特徴とする。その根本思想は、(1)囚人の墮落を防ぐ方法さえ発見すれば、不経済な分房主義を持続する必要がない、(2)囚人の待遇

に一致する限り監獄費は囚人に払わすべきである。(3)釈放後において自活することができるためには、強役を課し、それによって怠慢な心や嫌労の傾向を除去しなければならないこと等である。オーバン制は、監獄推持経費ならびに作業効果の点について経済的であるために、アメリカ全土に普及したことはいうまでもない。

もとも、どのような拘禁形態を採用するかについて、すなわち、ペンシルバニア制か、オーバン制か、その優劣については、おおいに議論がなされたところである。ペンシルバニア制の特質である他の収容者からの完全な交通遮断は、収容者にはなはだしい苦痛を与え、そのうえに精神的に有害でさえもある。このようなペンシルバニア制の決定的短所をカバーするものがオーバン制であり、これは、昼間は雑居であっても、夜間は独居であるため、夜間雑居の弊害を防止するばかりでなく、自己反省の機会も与えられており、また、できるだけ収容者のプライバシーも保護するという趣旨にも合致するものである。その意味においてオーバン制は、ペンシルバニア制に比較して、よりすぐれた長所が認められるといわなければならない。ところで、この昼間雑居夜間独居のオーバン制は、形式的にみれば独居拘禁制であるが、その昼間の主要部分からみればむしろ雑居拘禁制であり、したがって、行刑処遇の観点からは、雑居拘禁制の一態様である。といってさしつかえない。

三、受刑者処遇の理念と拘禁形態との関連

受刑者の拘禁形態にかかる歴史的展開は、以上にみたとおりである。これを先に述べた受刑者処遇の理念と関連させれば、どうなるであろう。

か。

まず、監獄改良運動前にみられた原始的な雑居拘禁制は、そもそも受刑者処遇の理念の探究という刑事政策的配慮が全く為されていなかつた時代の產物であり、そこでは、単純素朴な応報刑主義に支配されていたにすぎない。

つぎに、独居拘禁制であるが、これは監獄改良運動の一環として採られたものであり、受刑者の改善・更生という理念をはじめて刑事政策の実務に実践化した制度といえる。この意味からは、独居拘禁制は、社会復帰理念の潮流を汲むものといえなくもない。しかしながら、独居拘禁制の弊害は先に示したように著しく、これを受刑者の社会復帰を図る最適の拘禁方法と評価することは無理である。

とすれば、雑居拘禁制＝応報刑思想、独居拘禁制＝社会復帰思想という単純な図式のみで拘禁形態を分類し、運用することはできないのである。結局、両者の折衷的方法が要請されることとなつたのである。

オーバン制が考案されたのは、このような経緯によるものである。このオーバン制は、昼間＝雑居・夜間＝独居という点で通常の社会生活状態とも合うため、拘禁方法としては社会復帰理念に沿うものである。ただ、昼間のみとはいえ完全な沈黙制の強制は、自己反省や作業能率の向上の要請、施設管理の必要上まったく無意味なものとまではいえないものの宗教的改善主義に偏き、この点では社会復帰を基本理念とする行刑思想にはなじまないといえる。なぜなら、沈黙の強制は、人間性を喪失させ作業の能率もかえって低下させ、結局、矯正の目的である社会復帰を妨げることになるからである。したがつて、昼間のみとはいえ完全な

沈黙の強制は妥当ではなく、世界各国でオーバン制が主流となつた後、沈黙強制が廃止されたのは、当然のなりゆきといえるのである。

このように、受刑者の処遇理念との関係では、昼間＝雑居、夜間＝独居という拘禁形態が最適の制度と評価できる。しかし、夜間独居は、施設運営上、人的・物的負担が大きく、近時の受刑者の増加傾向に即応できないという現実的問題がある。そのため、昼間雑居、夜間独居制は、現在では、必ずしも完全に実施されているわけではなく、昼間夜間ともに雑居制が広く採用されている。もちろん、現代の雑居制は、一八世紀当時の雑居制とは異なり、性別・年齢・犯罪傾向の程度・心身の状況等を考慮した分類処遇にもとづくものである。

四、わが国の拘禁形態

わが国の監獄法は、「在監者は心身の状況に因り不適当と認むるものを除く外之を独居拘禁に付することを得」（一五条）と規定し、独居拘禁制を原則としている。まずその適用範囲であるが、心身の状況により不适当と認める者、すなわち、重病者、廢疾者、妊娠中の婦女、不具者および自殺の疑いのある者はこの対象から除外されるが、これ以外の者は、すべての収容者に適用すべきことを理想とする。（監法一五条、行刑累進処遇令五条）。しかし房居事情もあるところから、完全実施不可能な場合がある。そこで、未決監にあっては、証拠隠滅を防止するために、刑事被告人には出来るかぎり独居拘禁することにしている（監獄法施行規則一四条）。設備などを考慮して、独居拘禁に付する順序は、(1)刑期一月末満の者、(2)二五才未満の者、(3)初犯者、(4)入監後二月を経過

しない者の順となっている（監施規二五条）。しかしながら、行刑累進

処遇令により、この規定の適用範囲は一段と狭く独居拘禁が行なわれる

のは、(1)新入監者（監施規二一条、処令五条）、(2)保安上隔離の必要のある者（監施規一〇一条）、(3)伝染病予防のため隔離の必要のある者（監施規一六七条）、(4)懲罰事犯取調中の者（監施規一五八条）(5)釈放前三日以内の受刑者（監施規一六七条）、(6)累進審査のためその必要のある者（処令七八条）および(7)両親の訃音に接し就業を免ぜられた者（監法二五条、監施規八二一条）などであり、これらは一時的独居拘禁者であることに留意すべきである。独居拘禁の方法については、「他の在監者と交通を遮断し召喚、運動、入浴、接見、教誨、診療又は已むことを得ざる場合を除く外常に一房の内に独居せしむべし」ものとしている（監施規二三条）。わが国において独居制は、いわゆる緩和独居制を採っている。独居期間は、拘禁性精神病などを考慮して、原則として六ヶ月を越えることができないとしている。とくに二〇才未満の者については、その発育期にあるがため、三カ月以上の継続は認められていない（監施規二七条一、二項）。のことからも理解できるように、監獄官吏は、独居拘禁房を巡視して、拘禁者の精神的変化および健康の良否を観察すべきで、もって自殺を予防し、教化の動機を捉えねばならない。そこで、典獄おび監獄医は少なくとも三〇日に一回、その他の監獄官吏は毎日数次にわたり巡視し（監施規二八条）、また監獄医は、二〇才未満の者は、少なくとも三〇日に一回、その他の者は三月毎に一回健康診断することを規定している（監施規一〇七条）のである。

むすび

以上みてきたように、わが国の監獄法は、独居拘禁を原則としているが、行刑累進処遇令により、実際には雑居拘禁が原則となつていて。また、独居拘禁は、累進処遇に採用されて二級以上の受刑者に対しては、夜間独居とするものとしており、その意味から、わが国の監獄制度は、独居、雑居、夜間独居の三種類の拘禁方法を採用しているということになる。

このように、拘禁形態に関するわが国の法制は、房居事情が優先しており、受刑者処遇の理念に基づくものとは評価し難い。つまり、監獄法で規定される独居拘禁制の原則は、行刑累進処遇令で定めた雑居拘禁制で骨抜きにされているのである。たしかに、独居拘禁制それ自体は、先述したとおり社会復帰理念に充分適するものとはいえず、なんらかの修正が必要である。しかし、行刑累進処遇令で定める雑居拘禁制が当然に独居拘禁制の修正制度とは評価できないことは明らかであろう。というのも、先にみた拘禁形態の沿革と社会復帰思想との関係からいえば、昼間雑居夜間独居制が原則化されるべき趣旨がそこでは欠落しているからである。のことからもわかるように、拘禁形態に関するわが国法制は、拘禁形態の歴史的経緯および社会復帰思想の実施という点をまったく配慮していない、一種の御都合主義の産物とさえもいいうものなのである。しかも、近時推進されている監獄法改正作業においても、昼間雑居夜間独居制の原則化は対象事項とされていないのである。

昼間雑居夜間独居制が施設運営における人的・物的負担の面で実現が容易でないことは理解しえないのである。また、雑居拘禁制とはい

え、適切な分類処遇との併用により、弊害は大きくなこという意見もある。しかし、実現困難という理由は、冒頭に述べた受刑者の人権保障の必要性が高揚している現実を軽視している姿勢を明らかにしているにすぎず、説得力を持たない。また、分類処遇が適正に実施され、有効に機能しているかは疑問のあるといふのである。そして、それが肯定されるとしても、雑居拘禁による悪風感染等の弊害はやはり少くないはずである。いのちのような人権無視ともいえ解しうる雑居拘禁制を依然として原則化していふことは、「死刑の社会化」「社会復帰理念の実現」という現代刑事政策の潮流に背を向ける態度といわざるをえないのである。今、そ、昼間雑居夜間独居制の原則化へ行刑当局は前向きな姿勢を示すべきであり、それが、結局は再犯の防止、犯罪の抑制につながる」とを銘記する必要があつて。

なお、本稿では、わが国における監獄法改正問題について言及していないが、これについては、別に論ずることにしたい。

【参考文献】

- ・朝倉京一「日本の監獄学」矯正協会編『矯正論集』、一九六八年
- ・朝倉京一「監獄法施行規則の一部改正について」『刑政』第七七八巻第一号、一九六七年。
- ・Allen, F. A., "Criminal Justice, Legal Values and the Rehabilitative Ideal", Journal of Criminal Law, Criminology and Police Science, vol. 50. No 3, 1959
- ・なお、藤本哲也『犯罪学緒論』、一九八四年参照
- ・小河滋次郎『監獄法講義』(復刻版)、一九六七年
- ・小野清一郎=朝倉京一『改訂・監獄法(ヤケット註釈全書)』、一九七〇年

• K. Krohne, "Lehrbuch der Gefangnis Kunde" 1989

• 菊田幸一「監獄法の改正について」(二)『法律論叢』第五七卷第六号~第五八卷第一号、一九八四~八五年

• 矯正協会編『田周年記念論文集(一)(二)』、一九八八年

• Sidney & Beatrice Webb, "English Prisons under Local Government", 1922

• 斎藤静敬「独居拘禁制の刑事政策的意義」千葉大学教養部研究報告A-15、一九七一年

• 坂田 仁「ハート「独居拘禁」」『法学研究』第六一卷第一号、一九八八年。

・莊子邦雄=大塚一平松義郎編『刑罰の理論と現実』、一九七一年

・Torsten Eriksson, "Kriminalvard", 1967

・ハーヴィ著・湯浅猪平訳『監獄事情』、一九七一年

・平野龍一『刑法総論I』、一九七一年

・平松義郎博士追悼論文(編集委員会編『法と刑罰の歴史的考察』、一九八七年)

・"マテルマイヤー〔刑法学〕矯正資料"三号